

# ナイジェリア国ジョス大学医学研究 協力プロジェクト実施協議チーム報告書

昭和 57 年 3 月

国際協力事業団  
医療協力部

524  
907  
MCP

医	協
J	R
82	15



JICA LIBRARY



1064900[2]

国際協力事業団		
受入 月日	'84. 4. 21	524
		90.7
登録No.	03735	MCF

## はじめに

ナイジェリア政府は昭和55年6月、同国のジョス大学医学部に対する医療協力をわが国に要請してきた。

わが国はこの要請に基づき、その要請の背景、計画内容および現地事情等を調査し、協力実施の可否につき検討するため、昭和55年9月事前調査団を派遣した結果、本要請は同国のニーズに合致した協力プロジェクトになるとの結論に達した。

本実施協議調査団はこの事前調査団の調査結果に基づき、ジョス大学に対する医療協力を行なうのに必要な諸事項につき、現地調査を行なうとともに、ナイジェリア政府関係機関と打合せを行なって討議議事録 ( RECORD OF DISCUSSIONS ) を取交すために派遣されたものである。

ここに本調査の任にあられた畠山団長をはじめ団員の方々ならびに調査団の派遣にご協力いただいた関係機関の方々に対し深甚なる謝意を表するとともに、今後本プロジェクトが円滑かつ効果的に運営されることを祈って止まないものである。

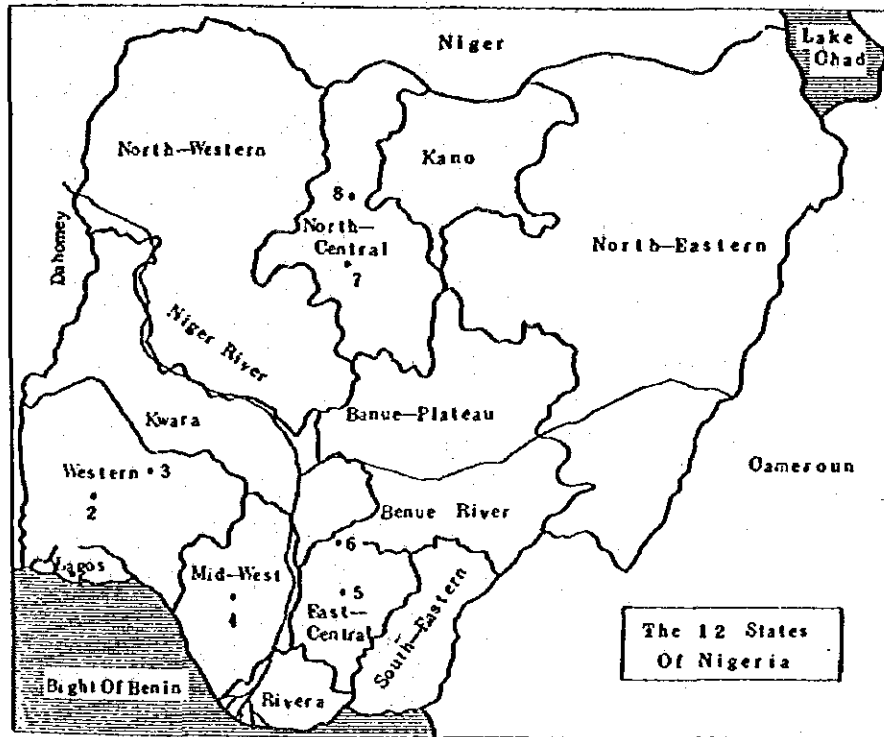
昭和57年3月

国際協力事業団

理事 長谷川 正 男



FEDERAL REPUBLIC  
OF  
NIGERIA



1. LAGOS
2. IBADAN
3. IFE
4. BENIN
5. ENUOU
6. NSUKKA
7. KADUNA
8. ZARIA





## 目 次

I	調査団派遣経緯 .....	1
II	調査団構成 .....	2
III	調査日程表及び関係者一覧 .....	2
IV	調査日程及び調査概要（交渉経過） .....	4
V	RECORD OF DISCUSSIONS (案) .....	12



## I 調査団派遣経緯

### 1. 協力事業の背景

日本政府は昭和42年以来、ラゴス大学、イバダン大学、イフェ大学、ナイジェリア大学の研究、教育能力の拡充を目的として医療協力を行ない専門家の派遣、器材の供与等を行なってきた。

### 2. 協力の要請及び経緯

(1) 昭和53年12月、アフターケアのためナイジェリアに派遣されていた橋本、金子両専門家に対し、Jos 大学より協力要請が行なわれ、昭和54年9月付で同大学 Vice Chancellor の Dr. Emoven より在ナイジェリア国日本大使宛要望書が提出された。その要旨は次のとおりである。

(イ) 地域の医学研究の推進

(ロ) 医学大学院生の研究能力の向上

(ハ) 東京医科歯科大学と研究交流による各部門の発展

(2) 昭和55年6月、Jos 大学より日本大使宛再び医療協力事業の要請があった。

本件に関し、昭和55年8月6日JICAにおいて関係者による協議が行われ、熱帯病、地域保健、臨床の何れかの部門で協力し、段階的に拡充することとして、9月29日より10月28日の間、橋本団長以下4名の事前調査団を派遣した。

(3) 上記、調査の結果として本研究協力のMaster Plan が作られ、その内容は次のとおりである。

(イ) 協力の第1年度～第3年度間

マラリア、甲状腺腫、癌、飲料水、食品の検査研究を行なう。

(ロ) 第4年度

新生児黄疸、血球素病の研究

(ハ) 第5年度

小児下痢症の研究

(4) 昭和56年3月11日、JICAにおいて本件に関し協議し、研究対象をしぼり、調査団を6月に送ってR/Dの事前協議を行なわせた。

(5) 本協力事業の設置を予定される Jos 大学はナイジェリア国のほぼ中央に位置する Jos 市にあり、同市周辺は高地(1200～1700m)で気候温和(最高28℃ 最低17℃)なサバンナ帯である。この環境から将来は同国における教育・研究の中心となると考えられているが、大学の設立が昭和50年であり、未だ施設も不備である。

大学の設立も浅いせい、医学部、理学部の教授も、ポーランド、英国、パキスタン、インド等より派遣されたものが多い。

II 調査団構成

1. 団長 島山 茂 東京医科歯科大学教授
2. 団員 大志 摩 毅 前東京医科歯科大学教授
3. 団員 吉田 茂 東京医科歯科大学  
庶務部 庶務課長
4. 団員 杉山 亭 造 国際協力事業団  
医療協力部管理課長

III 調査日程表及び関係者一覧

1. 調査団日程表

月 日		日 程		備 考
57年		(A.M)	(P.M)	
1月	9日	土	東京発	機中泊
	10日	日	パリ着	パリ泊
	11日	月	欧州寒波による航空機到着遅延のため出発不能	機中泊
	12日	火	02:00パリ発 ラゴス着 計画省表敬訪問	ラゴス泊
	13日	水	大使館と打合せ ラゴス → ジョス	ジョス泊
	14日	木	ジョス大学学長表敬訪問 ジョス大学医学部長と協議	ジョス泊
	15日	金	サボンギタ錫鉱山視察 ジョス大学医学部教授会と協議	ジョス泊
	16日	土	ジョス市郊外の農村地帯視帯	ジョス泊
	17日	日	EVANGEL病院視察 ジョス → ラゴス	ラゴス泊
	18日	月	計画省と協議 ジョス大学学長等と協議	ラゴス泊
	19日	火	大使館と打合せ	ラゴス泊
	20日	水	ラゴス → ロンドン	ロンドン泊
	21日	木	ロンドン発	機中泊
	22日	金	東京着	

## 2. 関係者一覧

### ○ 在ナイジェリア日本国大使館関係

和 智 一 夫	日本国大使
江 口 暢 <sup>あつる</sup>	日本国大使館参事館
滝 原 章 宏	" 医務官
稲 荷 恭 三	" 一等書記官
小 林 徳 宏	" "
松 浦 剛	日本国大使館勤務

### ○ Federal Ministry of National Planning

Mr. C.B.A. ENEH	Permanent Secretary
Mr. E.A. AWUJOLA	Federal Secretariat
	担当官

### ○ Univ. of Jos

Dr. E.N. EMOVEN	Vice Chancellor of Univ. of Jos
Dr. A.C. IKEME	Dean, Faculty of Medical Science
Prof. IRENA SWIATKOWSIKA	Prof. of Pediatrics
Prof. E.J. WICHRZYCKA-IANCASTER	Prof. of Pathology
Prof. H.G. SCHRAMM	Prof. of Biochemistry
Dr. IS. AHUJA	Assistant Prof. of Microbiology
AMOBİ OGBNKAGN	
Dr. TC AGIVDNOBI	
Prof. Dr. S.P. JAIN	Prof. of Anatomy
Prof. M. KRAUSE	Prof. of Physiology
Dr. A.P. SILVERMAN	Prof. of Pharmacology

### ○ その他

Mr. J.O.A. OMALU	Assistant Director, Federal Ministry of mine and power, Jos
Mr. D. RENT	General Manager, Amalgamate Tin mine Limited
Mr. MICHEL	Univ. of Jos
Mr. K. MARUYAMA	Managing Director, Nishizawa (NIG.) Limited

#### IV 調査日程及び調査概要（交渉経過）

（昭和57年）

1月9日（土）東京 21:00 発 10日（日）パリ 05:45 着（AF273）

1月12日（火）パリ 02:00 発 12日（火）ラゴス 08:00 着（UT701）

大使館稲荷一等書記官及び松浦事務官の出迎えを受ける。

12日（火）11:00～12:00 ナイジェリア国国家計画省を表敬訪問したが、C.B.A.、ENEH 開発援助局長は米因経済使節団来訪のため、不在であったので、次長補佐の E.A. AWUJOOLA 氏および担当官の OLUMBA 氏と会見した。

AWUJOOLA 国家計画省開発援助局次長補佐は調査用一行を歓迎するとともに、概要次のとおり発言した。

1. 本 R/D 案の署名には FEDERAL GOVERNMENT の承認が必要で、問題はタイミングである。
2. 本 R/D 案のタイトルを若干変更したい。
3. 本 R/D 案の第5条および第6条中の THE GOVERNMENT OF NIGERIA を THE UNIVERSITY OF JOS に変更いたしたい。
4. R/D の署名者については、ナイジェリア側は国家計画省の ENEH 局長および JOS 大学 E.N. EMOVEN 学長が署名を予定しているが日本側は日本政府を代表して、畠山調査団団長が署名したらいかかと考える。
5. 本 R/D 案について JOS 大学と協議するため連絡に努めているが、同大学から未だ回答が届いておらず、遺憾である。

これに対し、日本側（稲荷一等書記官同席）の発言内容次のとおりであった。

1. タイトルおよび第5条と第6条の問題については日本側としては検討する必要がある。
  2. 畠山団長の署名は日本政府代表ではなく、JICA の代表として署名いたしたい。
- これに対して AWUJOOLA 局次長補佐はこの JICA 代表の署名について了解した。

その他の事項についての同局次長補佐の発言概要は次のとおり。

1. 専門家に対する特権免除（EXEMPTION）については大蔵省等と内々に協議を行ない、ほぼ了解はとれている。
2. 本 R/D の署名に関しては、関係者に対する手続および承認のため一定の所要日数が必要であり、調査団が JOS 市から戻る19日に署名することは困難と思われる。私としては努力いたしたいが、1月末頃にならざるを得ないと思う。
3. 調査団滞在期間に署名できない場合にはその次善の策として次の方法を検討してはどうか。

本 R/D 案について双方が最終了解に達した段階でナイジェリア側が署名後、日本大使館を通じ、日本へ送付し、日本側の署名を得て完了する。

これに対し、日本側は次のとおり発言した。

- 本調査団は JOS 大学医学研究協力プロジェクトに対し協力を実施するために本 R/D 案の協議署名のために貴国に派遣された。従ってナイジェリア側としても本調査団の滞在期間に署名が完了するよう努力願いたい。

これに対してナ側は次のとおり発言した。

1. 国家計画省としては1981年11月26日にテレックスおよび12月30日に文書で JOS 大学に対して R/D 案について意見を付して同大学の回答を求めてきているが、今日現在未だ回答に接していない。

14:00～14:30 在ナイジェリア日本大使館に和智大使を表敬訪問する。

1月13日(水) 10:00～12:00 大使館にて稲荷一等書記官等と今後の対応策について打合せを行なう。

16:00 ラゴス空港発(稲荷一等書記官同行)

17:10 JOS 空港着(NIGERIA AIRWAYS)

JOS 大学関係者の出迎えを受ける。

1月14日(木) 9:00 JOS 大学医学部に IKEME 医学部長を訪問する。

国家計画省での協議結果を伝えたところ、同学部長は次の発言をした。

1. R/D 案の第5条および第6条の JOS 大学の記載については私は以前から主張していたことである。
2. ナイジェリアの法律によって大学の自治権は認められており、また税関に対する通関料の支払いも可能である。
3. JOS 大学に代ってナイジェリア政府と記載することについて至急 E.N. EMOVEN VICE CHANCELLOR と協議する必要がある。

10:00 EMOVEN 学長を訪問する。

調査団側から国家計画省の R/D 案に関するテレックスおよび文書の受領について問合せが受信していない旨回答があった。

島山団長から本 R/D の早期署名のため学長および大学側の努力と配慮を要望した。

また日本側としては R/D の第5条および第6条を JOS 大学と記載変更することは困難である旨説明した。

これに対し、EMOVEN 学長は次の発言をした。

1. 遠方の日本から派遣された調査団の来訪を歓迎する。
2. 本 R/D 案の署名が予定通り 19 日に行なえるよう最大限の努力をしたい。このため 18 日以前にラゴスへ赴きたい。本件について本日 16:30 から打合せすることとしたい。

11:20~12:10 JOS 大学医学部会議室において IKEME 学部長、Dr. OJI、および Dr. S.P. JAIN と協議する。

先ず日本側大志摩団員から今後の専門家の派遣計画について概要次のとおり説明した。

1. 長期派遣専門家(2年間)は3名で、その分野は寄生虫病学1名、微生物学2名(うち1名は生化学)である。短期派遣専門家は3名で、専門分野は微生物学1名、公衆衛生学1名および化学分析1名の派遣を予定している。

これら専門家の派遣分野について、IKEME 学部長は MASTER PLAN および当医学部の現状に沿っていないと不満を表示するとともに今後の目標として、マスタープランに基づく日本側およびナイジェリア側双方の利益に合致する共同研究を実施できるようになることが重要であると強調した。

これら専門家の派遣分野についての JOS 大学との意見相違については 15 日 14:00 医学部教授会であらためて検討することになった。

16:30~17:30 EMOVEN 学長宅を訪問、IKEME 学部長とともに協議を行なう。EMOVEN 学長および調査団の発言概要は次のとおり。

1. 本協力プロジェクトは 1978 年頃から双方で話し合いを長期間積重ねてきた。R/D 案の第 5 条および第 6 条に関連して、ナイジェリアにおいては大学は自治権を有しており、独自に対応できる権限があり、従って JOS 大学の名称を R/D に記載しても差しつかえないと考えている。いずれ 18 日にラゴスへ行き国家計画省の関係者と協議し、19 日に署名できるよう努力したい。
2. 日本側専門家の派遣計画について(学長質問)  
R/D が署名された場合、3 月か 4 月頃に 3 名の長期専門家を派遣する計画で、その活動に必要な機材はとり合えず一部携行を考えている。また供与機材の到着時期に合わせて、短期派遣専門家数名を派遣する計画である。(日本側回答)
3. 供与機材の到着予定時期について(学長質問)  
R/D 案署名後、機材供与要請書(A4)をナイジェリア側から提出、受領後、所要の機材購送手続を実施するので、供与機材がナイジェリア港に到着するのは早くも 9 月になる見込みである。(日本側回答)



4. 専門家の経歴等は如何に知り得るか(学長質問)

ナイジェリア側の専門家要請書(A1)に基づいてJICAが協力関係機関に専門家を推せん依頼し、専門家候補者決定後、B1(履歴書添付)を日本国大使館を通じて、貴国政府へ提示する。(日本側回答)

5. 機材の送付先等について(学長)

供与機材の宛先(CONSIGNEE)はDEAN OF MEDICAL SCIENCES, THE UNIVERSITY OF JOS.へお願いする。また送付先港はLAGOS港又はHARCOURT港宛お願いしたい。HARCOURTの場合は港湾の荷物取扱い量が比較的少ないので引取りが早くなる可能性もある。空輸の場合はKANO空港宛が最適である。できるだけ空輸していただけるようお願いしたい。

空輸の場合は機材を至急必要とする場合で、かつ一般的に軽量であることを条件とする。

船積関係書類は日本大使館を通じて貴国関係機関へ手交されるので到着港での引取り通関手続および大学までの輸送の実施等は貴方の責任で早期に行なうことをお願いしたい。

(日本側回答)

6. 機材の引取りについて(学長)

供与していただく機材の効率的活用をはかるため早急な引取りを行ないたい。大学には通関手続を行なう専門担当者もいる。また大学には課税された場合支払いに要する必要な経費を有しており、また政府機関からローンも可能である。

7. カウンターパート等の受入れについて(学長)

医学部長等のナ側プロジェクト関係者の日本での研修視察の実施について配慮を要望したい。

これに対して日本側はカウンターパートの受入方式等を説明した。また引続き学長は次の発言を行なった。供与される精密機材を効果的に利用できるようにするため、技術者の訓練についても是非お願いしたい。また相互理解増進のため、日本の学生が当地に来て学ぶ機会があれば有益と考える。なお専門家の住宅については責任をもって確保する。

最後に日本は先進国の一員であり、優れた知識経験と研究成果を所持しており、開発途上国のナイジェリアに対して、その研究開発に寄与する関連分野において相互の利益のため協力をお願いしたい。

15日(金) 9:00~12:00

FEDERAL MINISTRY OF MINE AND POWERのJOS副所長の紹介によりTIN MINE OF NIGERIA LIMITEDのサブギタ錫鉱山(JOS市から車で約1時間)を訪問した。錫の発掘は露天掘りで、大量の水を圧力ふん射して、鉱床に吹きつけ、錫を含む

破碎された鉱泥を更にポンプ揚水して、流床において沈澱選鉱を行なう。1日1トンの錫の生産量をあげている。採掘後の鉱山は埋立てて、トマトやグリーンピーなどの農作物を栽培していた。公害との関係で鉱山排水を採取して調査を行なった。

14:30～15:30

JOS 大学医学部会議室において、IKEME 医学部長主催の医学部教授と調査団との合同会議が開催された。

はじめに IKEME 学部長は次の挨拶を行なった。

1. 日本との医療協力については R/D 案署名直前であり、もし順調に行けば、米週にラゴスにて署名される予定である。

この協力が始めれば5～6月頃に長期専門家3名の派遣および9月頃に機材の供与が行なわれる予定である。

2. この会議の目的は日本側から提案されている専門家の派遣分野等について協議することである。

この主題に対し、大志摩団員から IKEME 学部長に下記内容のメモを提出し、IKEME 学部長から説明する形で進められた。

記			
長期専門家	寄生虫学	1名	5～6月頃派遣
	微生物学	1名	"
	微生物学	1名	"
短期専門家	公衆衛生学	1名	機材到着に合わせて
	化学分析学	1名	9月以降派遣
	微生物学	1名	

これに対して、IKEME 学部長は出席の各教授に発言を求めるとともに概要次の発言を行なった。

1. 医学部の構成に対し、日本側の専門家の派遣分野は一部片寄っているきらいがあると思われる。

その他の教授の一部の発言内容次のとおりであった。

1. 微生物学の長期専門家は原子分析分野まで担当できないのではないか。
2. 化学分析分野において日本側専門家の派遣数が少ないと考えられる。

これに対して、日本側は微生物学分野派遣の長期専門家の1名は化学分析にも充分精通している旨説明を付け加えた。

1月16日(土) 郊外農村地帯視察

1月17日(日) JOS市内のEVANGEL HOSPITAL等を視察した。

17:35 JOS空港発(NIGERIA AIRWAYS)

18:40 ラゴス空港着

1月18日(月)

10:00~12:00

国家計画省に ENEH 開発援助局長を訪問し(在ナイジェリア日本国大使館種荷一等書記官同行)、開発援助局 AWUJOLA 局次長補、JOS 大学 EMOVEN 学長および IKEME 学部長参加の上 JOS 大学医学研究協力プロジェクトに係る R/D 案についてナイジェリア政府関係者と折衝した。

はじめに ENEH 局長は次のとおり挨拶を行なった。

1. 国家計画省を代表して、調査団一行を歓迎したい。
2. ナイジェリアと日本との関係は最近益々密接、重要になってきており、日本から学ぶことが多い。
3. ナイジェリアは天然資源に恵まれているが、その資源を有効に活用して国の発展をはかるためには、日本の経験、技術を活用し、双方の利益のため協力することが重要である。

日本の協力を評価するとともに、今後両国の友好発展を期待したい。

引き続き本 R/D 案について ENEH 局長は概要次のとおり発言した。

1. R/D 案の第 5 条および第 6 条に記載してある THE GOVERNMENT OF NIGERIA については以前から THE UNIVERSITY OF JOS に切換える要望を伝えてあるが、本切換えを強く要望したい。

その理由として、第 5 条及び第 6 条の内容事項は JOS 大学がその自治権の執行能力の範囲内で実質的に対応処理できるものであり、これに対して、国家計画省は予算措置もなく、従って実質的な対応能力はない。

2. 計画省としては大蔵省等に内々に打診した結果供与機材等に対する免税措置及び専門家の特権免除については問題がないとの感触を得ている。
3. 第 5 条及び第 6 条のナイジェリア政府のそう入については両国間に包括的な経済、技術協力協定が既に締結されておれば問題がないが、現在両国間においてこの種の協定が存在していないため、そう入が困難である。

これに対して、日本側発言概要次のとおり。

1. 本 R/D 案は既に昨年 9 月貴方へ提出し、検討方依頼済であった。
2. 日本政府の方針は本 R/D 案は政府間の約束に基づくもので、いわば双務制(RECI-

PROCITY ) によるものであり、第5条および第6条も含めて、日本政府およびナイジェリア政府と併記することになっている。

故に、ナイジェリア政府と記載いたしたい。

3. R/D 中の表現はナイジェリア政府として、この表現がナイジェリア側に問題があれば、国家計画省と JOS 大学間で一種の了解事項としてのメモランダムを取換して、対応できないか。

これに対し、ナイジェリア側の発言概要次のとおり。

1. 両国政府間に種々内政的事情 ( POLICY ) があると思われるが、文章の表現については日本側は厳しいように思われる。( RIGID )
2. 計画省と JOS 大学間でメモランダムを取換して、内々の了解事項とすることは困難である。
3. 第5条および第6条は実施機関である JICA と JOS 大学にしたら如何と考える。

これに対する日本側発言概要次のとおり。

それではナイジェリア政府及び JOS 大学と併記するか又は THE GOVERNMENT OF NIGERIA THROUGH JOS 大学として記載はできないか。

これに対するナイジェリア側の発言概要次のとおり。

1. 本件のように記載することも困難である。
2. 日本側でナ側提案を是非とも再検討方お願いしたい。

これに対する日本側の発言概要次のとおり。

1. 日本側としても本件を JOS 大学として変更記載することは困難と思われる。
2. 貴方の事情も一応判った。貴方の変更要望について本国政府の請訓をあおぐ必要がある。

その結果の回答は明日午後に来ると思われるので明日の午後3時に再会したい。

これに対するナイジェリア側の発言概要次のとおりであった。

1. 明日の回答で日本側が本件変更について了承したとしても、本協定についてナイジェリア政府内の閣議了解 ( PRESIDENTIAL COUNCIL ) を得ないと本 R/D 案に署名できない。この了解取得には或る程度の日時が必要で、そう長くは要しないと思うが、2～3週間程度は必要と考える。
2. もし JOS 大学へ変更が出来ない場合はナ政府内の了解取付に多くの難航が予想されると思われる。
3. 本日は日本側調査団及び JOS 大学学長等と本件 R/D 案について充実した話合いが出来たことは本件協力の実現に向って大きな進歩をしたと考える。この話合いで双方の熱心な協力意欲を確認できたことは喜ばしいことである。
4. なお、計画省と JOS 大学間の意志を適が十分でなく、連絡不十分でこのようになった

ことは遺憾であった。

なお、R/D案のHEADINGのナイジェリア政府にかかる部分について、ナイジェリア側は次の表現がよりよいと変更を提案した。

THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF NIGERIA  
を THE AUTHORITIES OF THE GOVERNMENT OF NIGERIA CONCERNED  
WITH にする。

1月19日(火) 10:00~10:30

大使館にて江口参事官にR/D案に係る国家計画省との折衝結果を報告する。江口参事官は日本国外務省に国際電話によりナイジェリア国家計画省との協議状況を報告し、本省の意見を求めた。

10:30~11:00

大使館で西沢運輸側の丸山ラゴス駐在員からナイジェリアの港湾等における資材の引取り状況について聴取し、その概要次のとおりである。

1. 機材類がナイジェリア港湾に到着後一定期間にわたり、日本側で保険の付与を行なうことが重要である。
2. LAGOS港はHARCOURT港に比較して船舶の到着日時が明確でかつ通関手続も複雑でない。但し港からJOS市までの陸上輸送についてはHARCOURT港の方が若干良い。
3. KANO空港は国際空港なので貨物の取扱いに慣れている。またKANO~JOS間の道路状況は良好である。

1月20日(水) 13:00 ラゴス発

18:20 ロンドン着(BR. 376便)

1月21日(木) 14:30 ロンドン発

1月22日(金) 17:20 成田着(日航 424便)

## V. RECORD OF DISCUSSIONS (案)

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF NIGERIA ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR THE JOS UNIVERSITY MEDICAL RESEARCH PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as JICA) and headed by Mr.

, visited

from to

for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the University of Jos Medical Research Project in Nigeria.

During its stay in Nigeria, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Nigerian authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the Team and the Nigerian authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

## THE ATTACHED DOCUMENT

### I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of Nigeria will cooperate with each other in implementing the Jos University Medical Research Project (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose of the promotion of rural community health in the Republic of Nigeria.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

### II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in Annex II through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Japanese experts referred to in 1 above and their families will be granted in Nigeria the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex III and will be accorded privileges, exemptions and benefits no less favourable than those granted to experts of third countries or international organizations performing similar missions.

### III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the Project as listed in Annex IV, through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The articles referred to in 1 above will become the property of the Government of Nigeria upon being delivered c.i.f. to the Nigerian authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the

implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

#### IV. TRAINING OF NIGERIAN PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Nigerian personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Government of Nigeria will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Nigerian personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

#### V. SERVICES FOR NIGERIAN COUNTERPART PERSONNEL AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. In accordance with the laws and regulations in force in Nigeria, the Government of Nigeria will take necessary measures to secure at its own expense necessary services for Nigerian counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex V.
2. As to the Nigerian counterpart personnel, the Government of Nigeria will endeavour to allocate the necessary number of suitable qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in Annex II, for effective and successful implementation of the Project.

#### VI. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF NIGERIA

1. In accordance with the laws and regulations in force in Nigeria, the Government of Nigeria will take necessary measures to provide at its own expense:
  - (1) Spaces and facilities as listed in Annex VI;
  - (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III above;



- (3) Transportation facilities and travel allowance for the Japanese experts for the official travel within Nigeria;
  - (4) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.
2. In accordance with the laws and regulations in force in Nigeria, the Government of Nigeria will take necessary measures to meet:
    - (1) Expenses necessary for the transportation within Nigeria of the articles referred to in III above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
    - (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in Nigeria on the articles referred to in III above;
    - (3) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

#### VII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Japanese experts will give technical guidance and advice when necessary to the Nigerian staff associated with the Project pertaining to the implementation of the Project and Nigerian authorities concerned will be responsible for the administrative and managerial matters pertaining to the Project.
2. For the successful implementation of the Project, the steering Committee will be established with the members as listed in Annex VII.

The functions of the Committee are as follows;

- (1) to formulate plans for the Project;
- (2) to review the implementation of the Project and;
- (3) to advise the Nigerian authorities concerned regarding the implementation of the Project at all stages and at all levels.

#### VIII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of Nigeria undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in Nigeria except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

IX. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

X. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be basically five(5) years from

However, there will be a general review by the Joint Committee on the progress of the implementation of the Project after three(3) years from the commencement of the cooperation taking account measures to be taken by the two Governments in order to decide if the cooperation should be continued for two(2) more years.

## ANNEX I. MASTER PLAN

1. The objectives of this cooperation project comprise the following four items.
  - (1) Investigation of environmental metals related to the health of local inhabitants.
  - (2) Investigation of the etiological factors of endemic goiter in the Plateau region.
  - (3) Microbiological and parasitological investigation of infantile diarrhea.
  - (4) Medical entomological investigation.
2. Each of these items will have the following methodologies and/or goals.
  - (1) Microchemical analysis or atomic absorption analysis of drinking water, food, soils and plants will be performed in the Plateau region. A water quality map of this pilot area will be constructed.
  - (2) The distribution of goiter will be studied through mass screening of local inhabitants. The etiological factors of goiter will be pursued on the basis of the findings from this survey as well as from the results of Item 1.
  - (3) Examination and identification of pathogenic virus, bacteria, protozoa and parasites in feces will be conducted. Guidelines for prevention and treatment of infantile diarrhea will be established based on the study of materials collected initially from hospitals and in a few years time from a pilot area to be set up.
  - (4) Identification and ecological study of diseases-transmitting insects in the Plateau region will be conducted.

The Japanese experts are not to engage in therapeutic activities or lecturing during their stay in Nigeria. The results of the research are to be available for the experts of both countries and published jointly.

Depending on the extent to which these goals are achieved, the details of the objectives may be modified when there is agreement between the two governments.

## ANNEX II. JAPANESE EXPERTS

1. Team Leader
2. Experts:
  - in chemistry & chemical analysis;
  - in bacteriology;
  - in medical zoology & entomology;
  - in parasitology;
  - in epidemiology;
  - in endocrinology; and
  - in gastroenterology.

## ANNEX III. PRIVILEGES, EXEMPTIONS, AND BENEFITS

1. Exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with living allowances remitted from abroad.
2. Exemptions from import and export duties and any other charge in respect of personal and household effects, including one motor vehicle per family, which may be brought into Nigeria from abroad.
3. Free medical services and facilities to the Japanese experts and their families.

## ANNEX IV. LIST OF ARTICLES

Equipment; for:

1. Chemical analysis;
2. Bacteriological research and control;
3. Entomological research and control;
4. Parasitological research and control;
5. Epidemiological research and control;
6. Endocrinological research and control;
7. Gastroenterological research and control; and
8. Other equipment related to the Project.

ANNEX V. LIST OF NIGERIAN STAFF

1. Staff from Faculties of Medical Sciences and of Natural Sciences in:
  - (1) Chemical analysis;
  - (2) Bacteriology;
  - (3) Medical zoology & entomology;
  - (4) Parasitology;
  - (5) Epidemiology;
  - (6) Endocrinology;
  - (7) Gastroenterology; and
  - (8) Either related technical fields as necessary to be mutually agreed upon.
2. Technologist from the University and Teaching Hospital (laboratory services, health education and others).
3. Coordinator
4. Administrative personnel
  - (1) Secretary
  - (2) Clerks
  - (3) Typists
  - (4) Drivers
  - (5) Messengers
  - (6) Guards
  - (7) Others.

ANNEX VI. SPACES AND FACILITIES

The University of Jos will make the followings available:

1. Spaces
  - (1) Conference
  - (2) Library
  - (3) Water analysis
  - (4) Chemistry
  - (5) Goiter research
  - (6) Bacteriology
  - (7) Incubator
  - (8) Bacteriological preperation
  - (9) Parasitology

- (10) Entomology
- (11) Administration

2. Facilities

- (1) Sotre room
- (2) Garage
- (3) Electric and water supply
- (4) Telephone
- (5) Air Conditioners
- (6) Others

N.B. All the facilities will be used jointly.

ANNEX VII. COMPOSITION OF THE STEERING COMMITTEE

Chairman: The Dean of the Faculty of Medical Sciences of the University of Jos

Nigerian: Academic Counterparts

Japanese: Experts

Note: An official of the Embassy of Japan and the representative of JICA may attend the meetings of the Steering Committee as observers.









JICA